

住民主体の生活支援サービス補助金申請の手引き主な変更点（前年度との新旧対照）

変更後（令和8年度）	変更前（令和7年度）
<p>①P2（5 補助の要件（2）について）</p> <p>（2）利用料を徴収する場合は、その単価が活動を行うかた1人あたり1時間600円以下であること。（実費負担や活動を行うかたの交通費を除きます。）ただし、草刈り作業など負担の大きい活動については、その作業の負担を考慮し、上記の利用料の単価を超えない範囲で、別途、適切な金額を徴収することができます。</p>	<p>①P2（5 補助の要件（2）について）</p> <p>（2）利用料を徴収する場合は、その単価が活動を行うかた1人あたり1時間600円以下であること。（ただし、実費負担や活動を行うかたの交通費を除きます。）</p>